

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成20年7月9日20循環第542号で行った非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「大牟田リサイクル発電事業に係る平成21年度単年度事業計画案及び平成20年度改訂長期事業計画案で、大牟田リサイクル発電事業運営協議会幹事会（以下「幹事会」という。）で合意を得たもの」である。

実施機関は、本件文書は作成も取得もしておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

（1）異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

（2）異議申立ての経過

ア 平成20年6月27日付けで、異議申立人は、実施機関に対し条例第6条第1項の規定に基づき本件文書の開示請求を行った。

イ 平成20年7月9日付けで、実施機関は、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成20年7月28日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

（1）異議申立人が求めているのは「事業計画の合意が成立した翌営業日」の開示であり、その時点での開示・非開示を判断すべきである。

（2）異議申立人は計画案等の提示時期を「事業計画策定スケジュール」でしか知り得ない。計画案等提示後、可及的速やかに情報開示を受けるため、開示時期を指定した請求を行ったものである。

- (3) 条例で「開示請求があった日から 15 日以内」としているのは、あくまで「開示決定等の期限」であり、開示そのものではない。公文書の特定はできているため、請求時点で存在していなくても「開示決定」は可能だ。
- (4) 請求から開示に時間がかかることを考えれば、請求時点で存在していない公文書であっても、作成または取得が確実なものは、開示時期に幅を持たせた請求を有効にすべきだ。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本年度はスケジュールにより難しい事情があるため、組合等に提示する期限、報告する期限を延期することを本協定の締結者間で合意しており、異議申立人が公文書開示請求書を提出した 6 月 27 日時点で組合等への単年度事業計画案の提示及び改訂長期事業計画案の報告は行われていない。
- (2) 開示請求日時点では、事業計画案の提示又は報告も行われていないため、当然、平成 20 年度に運営協議会が策定する単年度事業計画案及び改訂長期事業計画案で幹事会で組合等の合意を得た段階のものは存在していない。
- (3) 情報公開制度は、開示請求が行われたときに「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理している」文書等を対象としており、原則として、開示決定等は「開示請求があった日から 15 日以内にしなければならない」とされている。異議申立人の主張は情報公開制度から大きく逸脱した取扱いを求めるものであり、実施機関は条例の規定に基づき開示決定等を行う義務を負っているため、非開示決定を行わざるを得ない。

6 審査会の判断

(1) 本件文書の内容について

ア 大牟田リサイクル発電事業について

大牟田リサイクル発電事業（以下「本件事業」という。）は、循環型社会の形成に向けた取組の一環として、RDF（ゴミ固形化燃料）を燃焼させる際に発生する熱エネルギーを回収し、発電することによって、電気エネルギーとして再利用することを目的とした事業である。

本件事業は、福岡県、大牟田市、電源開発株式会社などの出資によって設立された大牟田リサイクル発電株式会社（以下「ORP」という。）が、一部事務組合及び市（以下「組合等」という。）から、RDFを受け入れ、その焼却、発電を大牟田リサイクル発電所で行うもので、福岡県は、組合等の指導及び関係調整の役割を担っている。

本件事業の推進に当たっては、ORP及び組合等の中で、「RDFの供給及び処理委託に関する契約」を締結し、また、ORP、福岡県、大牟田市、電源開発株式会社、組合等及び関係町の中で、「RDFの供給及び処理委託に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結している。

上記契約及び本協定に基づき、ORP、福岡県、大牟田市、電源開発株式会社、組合等及び関係町で構成する大牟田リサイクル発電事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）及び幹事会を設置している。運営協議会の事務局は、ORPに置かれている。

運営協議会は、本件事業の事業計画の策定等を、幹事会は、運営協議会での検討に必要な業務を行っている。

イ 事業計画案の策定について

運営協議会では、本件事業の事業期間を対象とした長期事業計画及び各年度ごとの単年度事業計画を策定している。そして、毎年度、翌年度の単年度事業計画を策定するとともに、前年度までの実績及び翌年度の単年度事業計画等を反映させて、改訂長期事業計画を策定している。

単年度事業計画及び改訂長期事業計画（以下、これらを「事業計画案」という。）の策定手続は、本協定の別紙1「事業計画策定手続」で定められており、概略については、以下のとおりである。

ORPが事業計画案を作成する。

幹事会を開催し、ORPが組合等に事業計画案を提示し、又は報告する。

事業計画案について組合等から意見書が提出された場合、ORPと組合等で協議する。

必要に応じ幹事会を開催し、事業計画案について組合等の合意を図る。

運営協議会を開催し、委員全員の同意により事業計画を決定する。

なお、原則として、毎年度、事業計画策定手続に則り事業計画が策定されるが、これにより難しい場合には、本協定の締結者間の合意を得て期限を変更した上で事業計画を策定している。

(2) 本件文書の不存在について

本年度は事業計画策定手続により難しい理由があるため、事業計画案を組合等に提示又は報告する期限を延期することを本協定の締結者間で合意しており、開示請求日(6月27日)の時点では提示も報告(上記6(1)イの段階)も行われておらず、したがって、幹事会で合意が得られた段階(上記6(1)イ)のものは存在していないと実施機関は説明している。

当審査会において、ORPに対し事業計画案の提示及び報告時期を確認したところ、平成20年9月末時点においても、提示も報告も行っていないとのことであった。

よって、実施機関は事業計画案を取得したことはなく、当然、幹事会で組合等の合意が得られた段階の事業計画案は存在していないとする実施機関の主張は是認できる。

(3) 開示請求時に取得していない公文書の取扱いについて

異議申立人は、「各組合の合意が成立した翌営業日」の開示を求めており、その時点での開示・非開示の判断を先行して行うべきであると主張している。また、条例で「開示請求があった日から15日以内」としているのは、あくまで「開示決定等の期限」であり、開示そのものではなく、公文書の特定はできているので請求時点で存在していなくても「開示決定」は可能であると主張している。

条例第2条第2項では、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理しているものとされており、第11条第2項では、実施機関は、公文書を管理していない場合には、非開示決定をしなければならないとされている。

したがって、たとえ将来的に管理することが確実な公文書であっても、開示請求時に実施機関が取得するに至っていない本件文書については、不存在として非開示決定を行わざるを得ないとする実施機関の主張に、不合理な点は認められない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。